|  |
| --- |
| **洞爺湖町貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援金**  **【 応 募 要 領 】**  **洞爺湖町経済部産業振興課** |

　燃油価格の上昇が貨物自動車運送事業者の経営に影響を及ぼしていることから、町内で貨物自動車運送事業を営む事業者に対して、当該事業の維持又は改善を図るため支援金を支給します。

|  |
| --- |
| **１．支給対象者** |

　①町内に本社、支社、営業所を有し下記の事業を営んでいるもの。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象業種 | 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業 |
| （貨物自動車運送事業法） |

②交付申請時点において、貨物自動車運送事業に必要な許可又は認定を有し、町内で貨物自動車運送事業を営んでいるもの。

③交付申請後も、町内で貨物自動車運送事業を継続するもの。

④誓約事項へ同意すること。

|  |
| --- |
| **２．支給金額** |

　軽自動車１台につき１０，０００円

　４トン未満１台につき２０，０００円

　４トン以上１０トン未満１台につき３０，０００円

　１０トン以上１台につき５０，０００円

　※トン数につきましては、最大積載量とします。

|  |
| --- |
| **３．必要書類** |

**①申請書兼請求書**

洞爺湖町貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援金申請書兼請求書(別記様式第１号)

**②申請額計算書**

洞爺湖町貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援金申請額計算書（別記様式第２号）

**③交付対象車両一覧**

洞爺湖町貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援金交付対象車両一覧（別記様式第３号）

**④運送事業に必要な許可、認定又は届出に係る書類**

・令和４年９月末において、現に所有している貨物自動車運送業法の適用を受ける事業の用に供する車両の確認できる書類。

**⑤交付対象車両に係る自動車検査証の写し**

|  |
| --- |
| **自動車検査証において、使用の本拠の位置が洞爺湖町内であり、かつ、用途が貨物で原動機（エンジン）の搭載があるもの。（特殊用途自動車等及び被けん引自動車、三輪の軽自動車、二輪の自動車を除く。）** |

**⑥振込口座の通帳の写し**

　※法人の場合は法人名義の口座、個人事業主等の場合は申請者本人名義の口座

　※通帳の表面と通帳を開いた1.2ページ目の写しを添付してください。

**⑦本人確認書類**

本人確認書類【個人事業主のみ】

　※運転免許証など

**⑦その他町が必要と認める書類**

|  |
| --- |
| **４．申請方法** |

　①申請書をダウンロード（洞爺湖町のホームぺージ）

　　ダウンロードできない方は産業振興課までご連絡ください。

　②申請書兼請求書と必要書類を産業振興課に郵送又は窓口にて申請

　　洞爺湖町経済部産業振興課水産・商工グループ

　　　〒049-5692　虻田郡洞爺湖町栄町58

　③支援金の交付決定通知

　　洞爺湖町で申請内容を審査し、支援金の交付が決定した事業者へ通知書を送付

　④給付金の振込

　　交付が決定した事業者へ支援金を振込みます。

　　※申請書を提出後、振込まで３週間程度を予定

※１度支援金を受けた方は、再度支援金を申請することができません。

|  |
| --- |
| **５．申請期間** |

　令和４年１０月２４日（月）～令和４年１１月３０日（水）まで

　※申請期限は令和４年１１月３０日（水）必着となります。

|  |
| --- |
| **６．申請先（問合せ先）** |

　洞爺湖町経済部産業振興課水産・商工グループ

　　〒049-5692　虻田郡洞爺湖町栄町58

　　電話：0142-74-3005